

おしどり贈与

「おしどり贈与」（贈与税の配偶者控除）とは？

結婚してから20年以上経った夫婦間で、自宅やその購入資金の贈与があつたときは、**最高2,000万円までの配偶者控除が認められる**という制度です。基礎控除が110万円ですから、他の贈与がなければ合計2,110万円まで贈与税がかかりません。申告は必要です。

おしどり贈与の適用要件

- ・婚姻期間が20年以上であること
- ・ご夫婦の居住用不動産の贈与又は、居住用不動産の取得のための金銭の贈与であること
- ・贈与の年の翌年3月15日までにご夫婦が居住し、かつ引き続き居住する見込みであること
- ・前年以前に、同一の配偶者からおしどり贈与を受けていないこと
- ・土地又は借地権のみの贈与の場合は、家屋の所有者が、配偶者又は同居している親族であること

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2017/10月号

おしどり贈与(配偶者控除)は相続税対策！

自宅の購入時に非課税

今月は相続税対策として適用される方の多いおしどり贈与（正式名は贈与税の配偶者控除）について解説したいと思います。

贈与税は原則年間110万円までが非課税です。それを超える金額に課税される**贈与税は日本で一番高い税金**と言われており、**1,000万円を超えると40%以上課税**される恐ろしい税金です。この贈与税は民法の考えとは異なりたとえ夫婦間であっても課税されることになるのですが、1つだけ特例が設けられております。それが「おしどり贈与」です。内容としては、**婚姻期間が20年以上の夫婦間のマイホーム購入資金 or マイホームそのものの贈与**に限り、110万円に加えて**2,000万円まで非課税**とする制度です。夫に財産が寄っているような夫婦の場合は妻に生前贈与をすることにより夫の相続税対策になるという訳です。

マイホームそのものでもOK

妻も喜ぶ良い制度ですが、購入資金とマイホームそのもの（不動産）どちらで贈与した方がいいのでしょうか？

これは**両者一長一短あり、不動産で贈与すれば相続税評価額により贈与できるので、購入資金での贈与よりも大きい割合での贈与が可能**です。しかしながら、登記関係のコストや税理士報酬などが掛かりますので、通常マイホーム購入時に検討している方であれば、購入資金としての贈与をお勧めしています。なお、以前と異なり**売却直前の3,000万円控除を適用するためのおしどり贈与はダブル否認されます**のでご注意ください。

今月のコメント

最近のせいか運動不足のせいかどんどん体重が増えてきておりまして、特に腹周りがきつくスーツを買い換えたと大変なため様々なダイエットに取り組んでおります。1つ目の取組みは昼食をほぼ毎日サラダランチにすることです。野菜も取れて一石二鳥と思い近隣のサラダランチを探してはひたすらサラダを食べてます。ほぼサラダだけなのですが、意外と腹は膨れるのでお勧めです。幸い事務所のある渋谷青山あたりは美味しいサラダランチの宝庫なので有難いのですが値段は張ります。そして半年近く続けていますが今のところ効果は出ていません…

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷5階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人